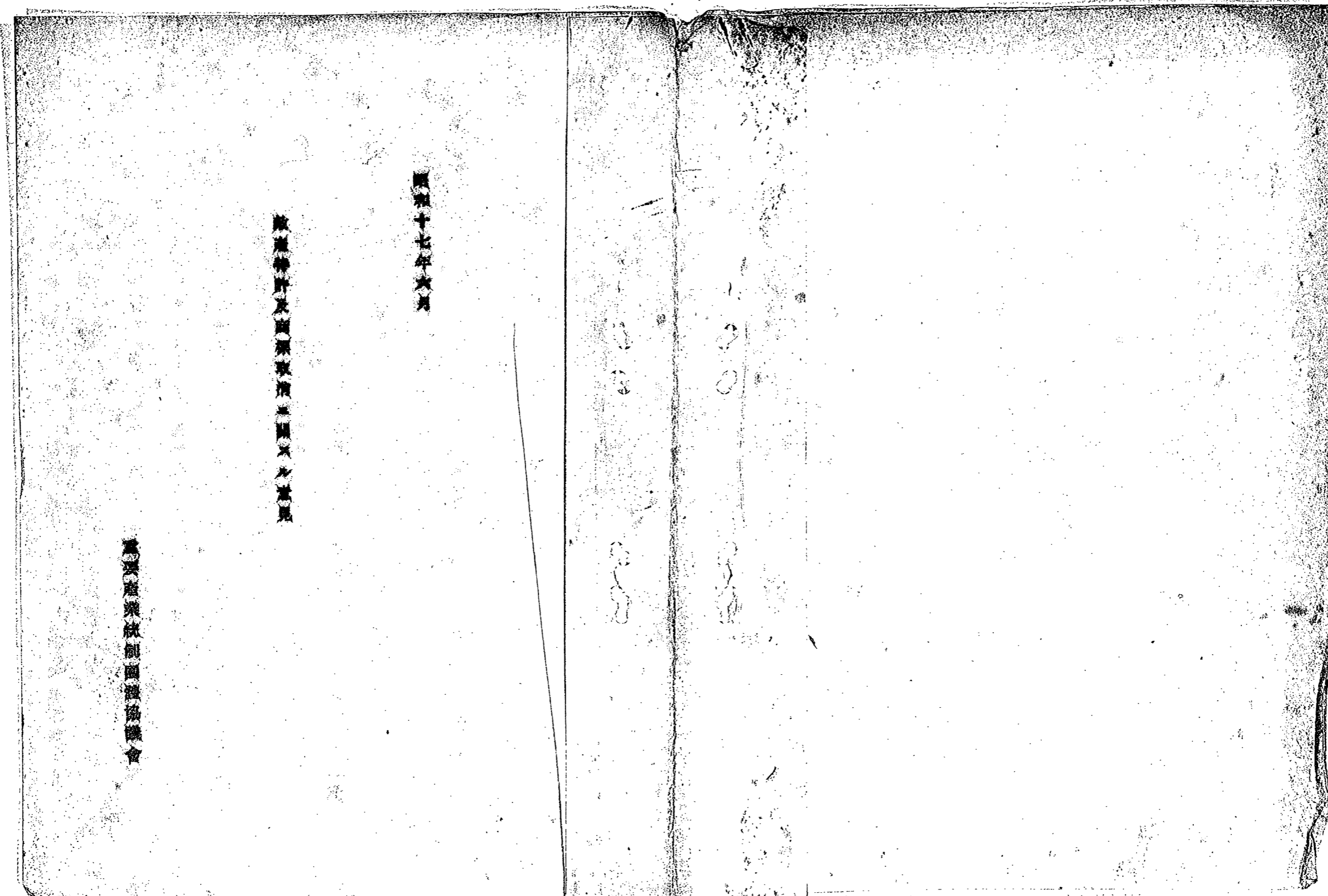


(3)

報北特許及商標等  
処理関係

E-0024

0040



昭和十七年六月

南洋及南洋支那の調査報告書

南洋及南洋支那の調査報告書

E-0024

0041



敵産特許及商標取消ニ關スル意見

列下本邦産業興隆ノ要務タル生産力増強ノ具現ハ先ツ産業技術ノ飛躍的向上ニ俟タザルベカラズ 而テ此ノ技術ノ躍進方策トシテハ實  
民一致協賛シテ凡ニル有效適切ナル方途ヲ講ズベク戰時下敵國人所  
屬ノ特許及商標ノ如キモ此際我が産業ニ於テ之ヲ大イニ活用シ以テ  
時局要請ノ一端ニ資スベキナリ

仍テ敵産特許商標及實用新案ハ左記ニ依リ政府ニ於テ至急工業所有  
權戰時法ヲ發動シテ一旦之ヲ取消スト共ニ國內ニ於テ既ニ實施權ヲ  
設定セルモノニ付テハ現状ヲ一應其ノ儘存續セシムル暫定措置ヲ講  
ジタル上其ノ國內ニ於ケル利用ニ關シテハ國家的見地ヨリ検討ヲ加  
ヘテ極力廣ク且合理的ニ之ヲ活用セシムル爲統制會又ハ之ニ準ズル  
統制團體ヲシテ適宜ナル措置ヲ講ゼシムルコト最モ緊要ナリト

風料ニ付ル

記

- 一 敵産特許ハ取消ト同時ニ其ノ活用ニ付テハ統制會又ハ之ニ準ズル統制團體ヲシテ之ニ當ラシムル措置ヲ講ズルコト
- 二 取消特許ニ付國內ニ於テ既ニ實施權ヲ設定セル者ニ對シテハ取消ニ依リ損失ノ補償ヲ必要トスル場合ハ適當ナル措置ヲ講ズルコト
- 三 敵産商標ハ原則トシテ無條件取消ヲ爲スコト
- 四 敵産實用新案及出願中ノ發明考案ニ付テモ特許ニ關スルト同様ノ處理ヲ爲シ得ル様政府ニ於テ適當ナル措置ヲ講ズルコト

昭和十七年六月十日

重要産業統制團體協議會

重要産業協議會役員 (昭和十七年六月現在)

會長 平生 飢三郎

構成團體 (理事)

鐵鋼統制會 會長 平生 飢三郎

石炭統制會 會長 松本 健次郎

礦山統制會 會長 伊藤 文吉

金屬工業統制會 會長 鈴木 元

産業機械統制會 會長 子爵 大河内 正敏

精密機械統制會 會長 原 清明

電氣機械統制會 會長 安川 第五郎

自動車統制會 會長 鈴木 重康

車輛統制會 會長 島 安次郎

★ 船舶統制會 會長 淺野 總一郎

造船統制會 會長 新波 孝四郎

貿易統制會 會長 南郷 三郎

鐵道軌道統制會 會長 中川 五左

日本海運協會 理事長 大谷 登

船舶運管會 理事長 大谷 登

日本發送電株式會社 總裁 池尾 芳藏

帝國瓦斯協會 會長 井坂 孝

石油懇話會 委員長 橋本 虫三郎

帝國肥料興業株式會社 總裁 牧田 環

日本倉庫協會 會長 三橋 信三

産業設備協會 顧問 笹堂 孝雄

12

E-0024

0044

常任委員

小日山直登

植村甲午郎

津田秀榮

淺野良三

郷古潔

島田勝之助

高島誠一

岡部榮一

茂野吉之助

寺井久信

書記長

帆足

計

特  
録  
12

E-0024

0045

敵國關係特許及商標取消ニ関スル件

要  
之  
外務省トシテ特許及商標ノ付外規セズ

陸軍省  
陸軍大臣  
陸軍省

一、大東亞戰爭トシテ工業以テ有權條約關係

別紙ノ如シ

二、参照法文

工業以テ有權條約(大正六年法律)

第四條「時局ノ關係ニ於テ軍事上又ハ公衆上トシテ要スル

トキハ命令ヲ定ムルコトニ依リ敵國人ニ屬スル特許

又ハ商標ノ登録ヲ取消スルコトヲ得ル

外務省



條約局長

科動秘發第一〇〇號

昭和十七年六月十五日

財団法人 科學動員協會

理事長 多田 禮

外務大臣 東郷 茂 殿

敵國工業所有權處理ニ關スル建議ノ件

首題ノ件別紙ノ通り及建議候也

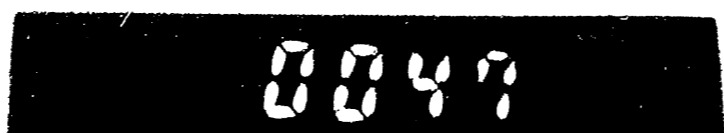


Handwritten notes in the top left margin, including the name '大川 多喜'.

Vertical handwritten notes on the left side of the document, including '科学功労協会' and '電報'.

財団法人 科學動員協會

E-0024





敵國工業所有権處理に關する建議

財団法人科學勸業協會は、政府の科學技術勸業實施に協力し國防生産力の擴充を主眼として科學技術の隨進的振興を圖り以て大東亞建設に貢獻することを目的として各般の事業を實施しつゝあり。

然して大東亞戰爭の勃發と共に、決戦體制下の重要事業の一として、敵國工業所有権の處理に關する事項をとりあげ、協會全體機能を以つてこれが對策研究に挺身せり。去る五月二十五日軍人會館に開かれたる第一回科學勸業協力委員會總會並に第三分科委員會に於ては、その即時取消を要望する決議あり、更に民間事業者方面より當問題につき生産擴充の見地より急進處理に關する熱烈なる希望を當協會に寄せられたり。

爾來科學勸業協會に於ては慎重審議の結果左記の如き處理案を得たり。一先づこれを當協會の綜合的意見として建議し、その具體的處理方策の細目に付いては更に研究の上改めて意見具申せんとす。

記

一敵國工業所有権處理に當つては、明朗なる被私奉公の精神により之を全體的に我國國防生産力の擴充に活用することを根本理念とし、併せて科學技術研究中心を阻害し單なる技術平均化に墮せざる機微なる態度を以つて臨むこと。

二原則として敵國工業所有権（特許權、實用新案權並に商標登錄權）は之を全體的に無條件取消のことは之を全面的に無條件取消のこと。

三取消特許權、取消實用新案權の中既に實施權の設定されたるものに對しては、取消により損失補償の必要ある場合は、適當の措置を講ずること。

この場合、科學技術に關する政府外那機關並に官民連絡機關たる財

國法人科學勸励協會をして、その措置對策に協力せしめ、科學勸励協會は統制會の協力をうけて之に當るを可とす。  
國政府は以上の實施に當り必要ある場合は、特許法、工業所有權法、  
法の改正並にその他の法令的措置を講ずること。

昭和十七年六月十五日

財團法人科學勸励協會  
理事長 多田 巖



科學部員協會ノ件

香三六川

加現休務事務員、麴河区内幸町二二三、電、銀座  
三〇〇九〇  
六六二七

右協會ノ現況ニ付電話ニ問合セタル也

一昨午十二日企劃院第七部ノ外廓團體トシテ設ケラレ

七年一月技術院設立ト共ニ技術院ノ外廓團體トナリテ

現立ニ及ブ、因ニ財團法人ナリ、

主任役員、理事長、陸軍中將、多田禮吉

海軍中將、佐藤一郎

前企劃院室長、藤澤威雄

◎外務大臣宛ノ「敵國工業所有権處理ニ関スル建議」ハ

外務省

重要産業統制団体協議會(會長、平生欽三郎)トモ  
相談諒解スルモノナリ由、

尚、右ノ科學部員協會ノ事務書内書等ハ条三、六川

略記宛早々郵送越シタル等ナリ、

外務省

宣

勸告特許権の理要綱・圖表

七六二五條三

條約局

本二十五日特許局總務課長及び特許局長より

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

外務省

理由として三條の特許権の適用に關し、

右の軍部關係者等、一切の特許を停止せしむるに

至るべきに廣汎に何等の事業が之に適用を許す

義を不適当と認めらるるに由り、

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

勸告特許の理要綱・圖表に關し、特許局に提出せられたる

外務省

E-0024

005

大臣

條約局長

條約第三課長



敵性特許権處理ニ関スル打合會議事要領 一七、七、一、条三

六月二十九日法制局ヨリ本件ニ関スル打合會アル旨連絡アリ

工藤條約局第三課長、高橋(通鈔)事務官、須山事務官出

席セリ

日時 六月三十日

関係官廳

法制局

技術院

特許局

企劃院

陸軍

海軍

司法省

大藏省

外務省

(日本標準規格 B5)

大臣

外務省

一 法制局長官ヨリ左ノ趣旨ヲ力説ス

自分ノ了解スル所ニ依リ本工業所所有權戰時法ハ專用免

許ノミヲ規定シ戰後當該特許權が在キ返リ來リテ日本ノ

當業者ヲ脅威スル得アルモノニ付テノミ特許權ヲ取消シ

得ルコトナリ居リ取消公開ノ如キハ本戰時法ノ豫見スル所

ニ付テハ<sup>事務</sup>議會ニ於ケル政府委員モ其ノ趣旨ヲ繰返シ説明

シ居レリ今取消公開ヲ行フコトトセバ右ハ明白ニ立法ノ精神

ニ反スルヲ以テ若シ公開ヲ能ク迄強行セントセバ戰時法ニ新

解釋ヲ行フベキ旨閣議決定ヲ爲スノ外ナシ本件處理案

ニ付次ノ諸点ハ疑問ト思ハル

(一) 本件處理案ニ依リ日本人ノ所有スル實施權モ何等

外務省

(日本標準規格 B5)

E-0024

0052

ノ賠償ナクシテ取消公南セラルルコトナリ不公平ニアラザルヤ

(二) 特許権ニ質権ノ設定<sup>定</sup>アル場合債権者ハ不當ノ損害ヲ受クルコトナキヤ右ニ對スル賠償ハ必要ナキモノナリヤ

(三) 法律解釋ニ付閣議決定アリトスルモ審査委員ヲ拘束スルコトヲ得ザルヲ以テ審査委員ハ解散スルノ要ナキヤ

自令トシテハ本法ハ右ノ如キ不備アリト思フニ付敵産管理法ニテ處置致度所存ナリ右ニ依リハ敵國人ノ特許ヲ國家が管理シテ本處理案通ニ敵性特許ヲ處分シ得ベシ

ニ、特許局側ヨリ釐リニ同法ノ第四條ノ取消ハ公開ヲ妨ゲルモノニアラス第五條ニ取消ヲ專用及特許ニスル規定アルモ右ハ實際上適用セラルト致度此ノ点幾分不自然ナル

外務省

(日本標準規格B5)

モ理論上ハ差支ナキモ強弁ス

企劃院側ヨリ本件處置ハ既ニ七百餘件ノ專用免許申請ヲ受付ケ審査委員モ任命サレタル次第ナレバ別ノ處置ニ出ザルヲ得ズ特許局救済ノ爲法律解釋ヲ特許局ノ見解トスルコトニ付各省ヨリ大臣ノ諒解ヲ取付ケ再ビ閣議決定ニ依リ本件ヲ處置スルコトシ度旨説明ス

尚工藤第三課長ヨリ第一次世界大戰當時ハ戰爭ハ國家對國家ニシテ個人間ノモノニアラス私有財産ハ保護尊重セラルベシトノ趣旨<sup>思</sup>トシテ工業所有權戰時<sup>思</sup>法<sup>思</sup>ニ對シテ本件處置ヲ行ハル對外關係上<sup>思</sup>ニ對シテ得タルモノト認ムルコトヲ述ベ又第一次大戰後ノ工業所有權權利恢復ニ關スル「ガイエルサイユ」條約第三〇六條ノ規定ヲ説明シタル

後本件處置ハ戰後ノ解決問題トハ別個ノ問題ニシテ右

外務省

(日本標準規格B5)

ハ勝敗ノ如何ニ依テ決定セラルルモノナレドモ、今日日本ヲ押し本件  
 處置發表文ニ付テ外務省ニ連絡アリタキ旨特許局側ニ  
 要ボシ先方之ヲ承諾セリ

三、結局關係省ハ次ノ閣議ニ於テ本案が原案を通採用セラル  
 ル様各大臣ニ豫メ諒解ヲ求メ法制局長官ハ關係省ノ  
 趣旨ヲ閣議ニ傳へ併せて自己ノ抱懐スル見解ヲ述ブル  
 コトナリタリ

長官ハ一應納得スルカノ如ク見エタルモ自説ハ飽ク迄固持  
 スル權見受ケラレタル(大正六年立法當時ノ政府ノ意向ハ  
 長官ノ解釋通ナリ)ヲ以テ本案ノ見透シハ付ケ難シ

外務省

(日本標準規格B5)

E-0024

0054

一三  
秘

特別許可

第一方 針

敵性特許權處理要綱

七月十四日(内務省) 特許事務司 田嶋 啓

敵性特許權が大東亞戦争遂行ニ伴フ我が國生産擴充上重大ナル障害  
トナリ居ル實情ニ顧ミ工業所有權戰時法ヲ發動セシメ特許ヲ取消又  
ハ專用免許ヲ爲シ之ヲ處理スルモノトス

第二 要 領

- (一) 敵性特許權ニシテ軍事上又ハ公益上ノ必要アルモノハ之ヲ工業所  
有權戰時法第四條ノ規定ニ依リ其ノ特許ヲ取消スモノトス
- (二) 左ニ掲グル如キ場合ニ於テハ前項ニ依リ特許ヲ取消ヲ爲サズ申請  
ニ應ジ工業所有權戰時法第五條ノ規定ニ依リ一人又ハ少數ノ特定  
人ニ對シ専用免許ヲ爲スモノトス
- (三) 實施ニ關シ大ナル設備又ハ資金ヲ要スルモノ、相當ノ工業的中  
間試験ヲ爲スヲ要スルモノ、採算困難ナルモノ等専用免許ニ依  
リ國家ノ特別ナル保護ヲ受ケザレバ事業ガ成立セズ又ハ生産ノ

減退ヲ來ス虞アルトキ

- (四) 専用免許ヲ爲スニ非レバ事業ノ濫立ヲ來タシ粗悪品ノ生産ヲ  
招來シ又ハ資材ノ浪費トナル虞アルトキ
- (五) 本邦人ガ當該敵性特許ニ付獨占的實施難シ有シ専用免許ヲ爲ス  
ニ非レバ當該企業ノ資産ニ重大ナル損失ヲ生ジ延テ經濟秩序ニ影  
響ヲ及ボス虞アルトキ
- (六) 専用免許ヲ爲スニ依リ相當ノ專用料ヲ徵收シ得ベキモノナルト  
キ但シ軍事上又ハ公益上直ニ取消ヲ爲スヲ必要トスル場合ヲ除  
ク
- (七) 必要ニ應ジ國ニ於テ専用免許ヲ留保シ置クコトアルモノトス
- (八) 一旦専用免許ヲ爲シタル敵性特許權ニ付テモ必要ニ應ジ更ニ他ノ  
者ニ對シ専用免許ヲ爲シ又ハ當該専用免許ノ取消ヲ爲スモノアル  
モノトス



(四) 敵性特許權ニ關スル實施權者ノ外ニ當該特許權ノ專用免許  
ヲ爲サントスルトキハ必要ニ應ジ實施權者ニ對スル專用料ヲ  
他ノ者ニ對スルモノニ比シ輕減スル等ノ措置ニ依リ之ヲ保護  
スルコトアルモノトス又敵性特許權ニ付其ノ特許ヲ取消ス  
トニ依リ實施權ヲ喪失シ特ニ救済ヲ必要アリト認ムルモノニ  
對シテハ別ニ考慮スルモノトス

(五) 專用料ハ當該特許權ノ專用ニ依リテ得ベキ利益ヲ參酌シテ  
之ヲ定ムルモノトス

本件根據法之圖

說明

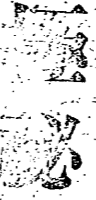
(一) 敵性特許權ノ處理ノ根據法トシテハ特許法、工業所有權戰時法及  
敵産管理法ノ諸法律ヲ存スル所他ノ敵産ト一元的ニ敵産管理法ニ依  
リ措置スルヲ適當トスル旨ノ論議アルベキモ

(1) 既ニ工業所有權戰時法ニ依ル專用免許ノ申請アリタル旨ヲ特許  
局長官ノ名ニ於テ告示シ居リ同法ニ基キテ敵性特許權ヲ處理スル  
コトニ一歩ヲ踏出シ居ルコト

(2) 工業所有權戰時法ニ依ルヲ適當トスルコト  
等ノ理由ニ依リ工業所有權戰時法ヲ根據トスルヲ適當トス

(二) 工業所有權戰時法制定當時ノ議會ニ於ケル政府ノ説明ニ依レバ同  
法第四條ノ規定ニ依リ特許ヲ取消シタル場合ニ於テハ專用免許ヲ受  
ケ初メテ當該發明ヲ實施シ得ルモノトシテ立法シタルモノト認メラ  
ルルモ條文自體ニ付テ觀レバ特許ノ取消ノミヲ行ヒ專用免許ヲ行ハ

ザル場合ニハ何人ト雖モ任意ニ當該發明ヲ實施シ得ルモノト解スル  
コト必ズシモ其ノ餘地ナキニ非ザルヲ以テ(本)場合ニハ戰時ノ  
軍及諸外國ノ本邦特許權ニ對スル措置等ニキ鑒ミ今後ハ同法第四條  
ノ規定ニ依リ特許ヲ取消シ同法第五條ノ專用免許ヲ爲サザル場合ニ  
於テハ何人ト雖モ任意ニ當該發明ヲ實施シ得ルモノト解スルコトト  
ス



昭和十七年七月十日 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部



陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

第一方 針

敵性特許權ガ大東亞戰爭遂行ニ伴フ我ガ國生産擴充上重大ナル障害  
トナリ居ル實情ニ願ミ工業所有權戰時法ヲ發動セシメ特許ノ取消又  
ハ專用免許ヲ爲シ之ヲ處理スルモノトス

第二 要 領

- (一) 敵性特許權ニシテ軍事上又ハ公益上ノ必要アルモノハ之ヲ工業所  
有權戰時法第四條ノ規定ニ依リ其ノ特許ヲ取消スモノトス
- (二) 左ニ掲グル如キ場合ニ於テハ前項ニ依リ特許ヲ取消ヲ爲サズ申請  
ニ應ジ工業所有權戰時法第五條ノ規定ニ依リ一人又ハ少數ノ特定  
人ニ對シ專用免許ヲ爲スモノトス
- (三) 實施ニ關シ大ナル設備又ハ資金ヲ要スルモノ、相當ノ工業的中  
間試驗ヲ爲スヲ要スルモノ、採算困難ナルモノ等專用免許ニ依  
リ國家ノ特別ナル保護ヲ受ケザレバ事業ガ成立セズ又ハ生産ノ

減退ヲ來ス虞アルトキ

- (一) 專用免許ヲ爲スニ非レバ事業ノ濫立ヲ來タシ、粗悪品ノ生産ヲ  
招來シ又ハ資材ノ浪費トナル虞アルトキ
- (二) 本邦人ガ當該敵性特許ニ付獨占的實施權ヲ有シ專用免許ヲ爲ス  
ニ非レバ當該企業ノ資産ニ重大ナル損失ヲ生ジ延テ經濟秩序ニ影  
響ヲ及ボス虞アルトキ
- (三) 專用免許ヲ爲スニ依リ相當ノ專用料ヲ徵收シ得ベキモノナルト  
キ但シ軍事上又ハ公益上直ニ取消ヲ爲スヲ必要トスル場合ヲ除  
ク
- (四) 必要ニ應ジ國ニ於テ專用免許ヲ留保シ置クコトアルモノトス
- (五) 一旦專用免許ヲ爲シタル敵性特許權ニ付テモ必要ニ應ジ更ニ他ノ  
者ニ對シ專用免許ヲ爲シ又ハ當該專用免許ノ取消ヲ爲スモノアル  
モノトス

(四) 敵性特許權ニ關スル實施權者ノ外ニ當該特許權ノ專用免許  
ヲ爲サントスルトキハ必要ニ應ジ實施權者ニ對スル專用料ヲ  
他ノ者ニ對スルモノニ比シ輕減スル等ノ措置ニ依リ之ヲ保護  
スルコトアルモノトス又敵性特許權ニ對其ノ特許ヲ取消ス  
トニ依リ實施權ヲ喪失シ特ニ救濟ヲ必要アリト認ムルモノニ  
對シテハ別ニ考慮スルモノトス

(五) 專用料ハ當該特許權ノ專用ニ依リテ得ベキ利益ヲ參酌シテ  
之ヲ定ムルモノトス

本件根據法之圖表

說明

- (一) 敵性特許權ノ處理ノ根據法トシテハ特許法、工業所有權戰時法及敵産管理法ノ諸法律ヲ存スル所他ノ敵産ト一元的ニ敵産管理法ニ依リ措置スルヲ適當トスル旨ノ論議アルベキモ
  - (1) 既ニ工業所有權戰時法ニ依ル專用免許ノ申請アリタル旨ヲ特許局長官ノ名ニ於テ告示シ居リ同法ニ基キテ敵性特許權ヲ處理スルコトニ一歩ヲ踏出シ居ルコト
  - (2) 外<sup>外</sup>上<sup>上</sup>工業所有權戰時法ニ依ルヲ適當トスルコト
- 等ノ理由ニ依リ工業所有權戰時法ヲ根據トスルヲ適當トス
- (二) 工業所有權戰時法制定當時ノ議會ニ於ケル政府ノ説明ニ依レバ同法第四條ノ規定ニ依リ特許ヲ取消シタル場合ニ於テハ專用免許ヲ受ケ初メテ當該發明ヲ實施シ得ルモノトシテ立法シタルモノト認メラルルモ條文自體ニ付テ觀レバ特許ノ取消ノミヲ行ヒ專用免許ヲ行ハ

ザル場合ニハ何人ト雖モ任意ニ當該發明ヲ實施シ得ルモノト解スルコト必ズシモ其ノ餘地ヲキニ非ザルヲ以テ今次ノ場合ニハ戰爭ノ作實及諸外國ノ本邦特許權ニ對スル措置等ニモ鑒ミ今後ハ同法第四條ノ規定ニ依リ特許ヲ取消シ同法第五條ノ專用免許ヲ爲サザル場合ニ於テハ何人ト雖モ任意ニ當該發明ヲ實施シ得ルモノト解スルコトトス

秘

敵性特許權處理要綱

第一、趣旨

工業所有權戰時法ノ運用ニ當リテハ國家總力戰完遂上ノ要請タル生産力擴充、産業技術ノ振興ヲ目途トシ、此ノ際速急ニ敵性特許權ヲ有效且適切ニ利用セシムル様措置セムトス

第二、要領

敵性特許權ヲ少數ノ特定人ニ専用セシムルヤ或ハ取消シテ一般ニ公開スルヤニ付テハ個々ノ特許發明ニ付發明ノ内容、申請者ノ能力、製品ノ需給關係等ヲ検討シ具體的ニ考究スヘキモノナルモ現下ノ狀態ニ鑑ミ原則トシテ之ヲ取消シ公開スルモノトス  
特ニ生産増強上ノ必要アリ又ハ公開ニ依リ特ニ弊害ヲ生スルモノト認メラルル概ネ次ノ如キ特別ノ場合ニ限り専用免許ヲ爲スモノトス  
1、實施ニ大ナル設備、資金ヲ要スルモノ、相當ノ工業的ノ中間試験ヲ

要スルモノ、採算困難ナルモノ等事業ハ國家ノ特別ナル保護ヲ受ケサレハ成立セザルトキ

各種ノ統制法規其ノ他ニ依リ統制ヲ受クルコトヲ得ス事業ノ濫立ヲ來シ、粗悪品ノ生産、生産過剰又ハ資材ノ浪費ヲ招クノ虞アルトキ

公開ヲ行ヒ放任スルトキハ生産減退ヲ招クノ虞アルトキ

特許權ヲ取消シ又ハ他ノ者ニ専用免許ヲ爲スコトニ因リ實施權者ノ蒙ルコトアルヘキ不利益ハ別ニ之ヲ補償セサルモ多額ノ權利金其ノ他ヲ支拂ヒ其ノ回收未済等特別ノ場合ニ於テハ専用免許ニ依ル事業ノ育成ヲ考慮シ尙實施權者ト他ノ者トニ共ニ専用ヲ免許セムトスルトキハ實施權者ニ對シテハ専用料ヲ適當ニ考慮シ得ルモノトス

一旦特定人ニ専用免許ヲ爲シタル後ニ於テモ爾後必要ニ應シ更ニ他ノ者ニモ免許ヲ爲シ又ハ之ヲ取消シ得ルモノトス

其専用免許申請ハ七月三十一日迄ニ爲サシムルモノトシ申請ナキモノハ必要ニ應シ之ヲ取消スモノトス

技術陸總裁談

(新聞發表) 昭和一七七七

昨年十二月八日大東亞戰爭勃發以來敵國人及ビ之ニ準ズル者ノ有スル  
特許權ニ對シテ如何ナル措置ヲ講ズベキカガ非常ニ重大ナル問題トナル  
ニ至ツタ、即チ之等ノ敵性特許權ハ數ニ於テハ三千件近クニ達シテ居  
リ内容ニ於テモ我國産業技術ニ對スル影響ガ極メテ大ナルモノガアル  
ノデアツテ、之ヲ現狀ノマ、放置スルコトハ我國現下産業界ノ要請タ  
ル生産力擴充、産業技術ノ振興上ニ大ナル障害ヲ與フルモノデアアル反  
面之ヲ適切ニ活用スル時ハ大イニ我國力ノ增強ニ寄與スル所大ナルモ  
ノアルカラデアアル。  
而シテ本日此等敵性特許權ノ處理ニ關スル方針ガ敵性特許權處理要綱  
トシテ閣議決定ヲ見ルニ至ツタ次第デアアル。

尤モ之等敵性特許權ニ對スル措置ハ既ニ工業所有權戰時法ニ規定サレ  
テアルノデアツテ、大東亞戰爭開始ト同時ニ發動サレテ居ルモノデア  
ル、而シテコノ法律ニ依レバ敵性特許權ニ對スル措置トシテハ一人又  
ハ數人ノ適當ナル者ニ專用ヲ免許スル方法ト取消ス方法トニツノ途  
ガ規定サレテ居ルノデアアルガ、今回此ノ工業所有權戰時法ノ運用ニ當  
ツテ國家總力戰完遂ノ觀點カラ之等敵國性特許ノ内特ニ軍事上ノ要請、  
生産力擴充、産業技術振興上必要ナルモノハ此ノ際速急ニ取消スコト  
トナツタ次第デアアル。  
然シ處理要綱ニ示シ如ク取消スコトニ依リ生産擴充若クハ經濟秩序ニ  
悪影響ヲ及ボス虞アルモノニ對シテハ專用免許ヲ行ハントスルモノデ  
アル。

コレデ戰時下ノ我國ニ相應シク審査事務ヲ短時日ノ内ニ完了スル見込  
デアル。要スルニ此ノ際速急ニ之等ヲ本方針ニ基キ處理シ軍事上ノ要  
請、生産力ノ擴充及産業技術ノ振興ニ寄與スルコトヲ期シテ居ル次第  
デアル。



敵性特許權處理要綱

(新聞發表)

閣議決定

第一 方針

敵性特許權が大東亞戦争遂行ニ伴フ我が國生産擴充上重大ナル障害トナリ居ル實情ニ顧ミ工業所有權戰時法ヲ發動セシメ特許ノ取消又ハ專用免許ヲ爲シ之ヲ處理スルモノトス

第二 要領

- (一) 敵性特許權ニシテ軍事上又ハ公益上ノ必要アルモノハ之ヲ工業所有權戰時法第四條ノ規定ニ依リ其ノ特許ヲ取消スモノトス
- (二) 左ニ掲グル如キ場合ニ於テハ特許ノ取消ヲ爲サズ申請ニ應ジ工業所有權戰時法第五條ノ規定ニ依リ一人又ハ少數ノ特定人ニ對シ専用免許ヲ爲スモノトス
  - (イ) 實施ニ關シ大ナル設備又ハ資金ヲ要スルモノ、相當ノ工業的  
中間試験ヲ爲スヲ要スルモノ、採算困難ナルモノ等専用免許ニ

- 依リ國家ノ特別ナル保護ヲ受ケザレバ事業ガ成立セズ又ハ生産ノ減退ヲ來ス虞アルトキ
- (四) 専用免許ヲ爲スニ非レバ事業ノ濫立ヲ來タシ、粗悪品ノ生産ヲ招來シ又ハ資材ノ浪費トナル虞アルトキ
- (五) 本邦人が當該敵性特許ニ付獨占的實施權ヲ有シ専用免許ヲ爲スニ非レバ當該企業ノ資産ニ重大ナル損失ヲ生ジ延テ經濟秩序ニ影響ヲ及ボス虞アルトキ
- (三) 一旦専用免許ヲ爲シタル敵性特許權ニ付テモ必要ニ應ジ更ニ他ノ者ニ對シ専用免許ヲ爲シ又ハ當該専用免許ノ取消ヲ爲スコトアルモノトス
- (四) 敵性特許權ニ關スル實施權者ノ外ニ當該特許權ノ専用免許ヲ爲サントスルトキハ必要ニ應ジ實施權者ニ對スル専用料ヲ他ノ者ニ對スルモノニ比シ輕減スル等ノ措置ニ依リ之ヲ保護スルコトアルモノトス又敵性特許權ニ付其ノ特許ヲ取消スコトニ依リ實施權ニ

喪失シ特ニ救済ノ必要アリト云ムルモノニ對シテハ別ニ考慮スル  
モノトス

敵性特許權處理要領

（昭一七七—四）  
閣議決定

一、敵性特許權が大東亞戰爭遂行ニ伴フ我國生産擴充上重大ナル關係ヲ有スルニ鑑ミ工業所有權戰時法ヲ運用シ其ノ活用ヲ圖ル爲メニ特許ノ取消又ハ專用免許ヲ爲スモノトス。

二、敵性特許權ニシテ軍事上又ハ公益上ノ必要アルモノハ其ノ特許ヲ取消スモノトス。

三、左ノ如キ場合ニ於テハ一人又ハ數人ニ對シ専用免許ヲ爲スモノトス。

(イ) 特許發明ノ實施ニ關シ大ナル設備又ハ資金ヲ要スルモノ、相當ノ工業的中間試験ヲ爲スヲ要スルモノ、採算困難ナルモノ等専用

免許ニ依リ國家ノ特別ナル保護ヲ受ケザレバ事業ガ成立セザルト

キ

(ロ) 専用免許ヲ爲スニ非ザレバ事業ノ濫立ヲ來タシ、粗悪品ノ生産ヲ招來シ又ハ資材ノ浪費トナル虞アルトキ

(ハ) 其他軍事上又ハ公益上専用免許ヲ爲スヲ適當トスルトキ

四、一旦専用免許ヲ爲シタル敵性特許權ニ付テモ必要ニ應ジ更ニ他ノ者ニ對シ専用免許ヲ爲シ又ハ當該専用免許ノ取消ヲ爲スコトアルモノトス

工業以有權戰時法施行令第一條之基  
 敵國工業以有權取消調査委員会之関スル件

案二六四

一、昭和十七年一月二十三日附ヲ以テ工業以有權戰時法施行令中  
 改正ノ件ノ公布アリ、翌二十四日附官報ニ上載セラルニ付、當時  
 工藤博長ハ特許局南總務博長ニ迄「敵國工業以有權取消  
 調査委員会」ニ関係者トシテ外務省官吏一名ノ任命方申入シ、其  
 其後任命ナラシテ今日ニ及ビタリ（参照別紙）  
 二、参考案件トシテ他國大條條ヲ申入ノ在記四件アリ、其  
 (一)ノ一件ハ現在懸案ノ儘ナリ、他ノ三件ハ(四)ノ一度処分済ナリ、

外務省

敵國工業以有權取消調査委員会委員名簿

案二六四

委員十二名

- 一、技術院第一部長
- 二、特許局長
- 三、同 審査第一部長
- 四、陸軍兵器行政本部総務部長
- 五、海軍艦政本部總務部長
- 六、大藏省外資局長
- 七、商工次官
- 八、商工省機械局長
- 九、同 科學局長
- 十、陸軍試驗隊長
- 十一、中松弁院士
- 十二、田中幸大名誉教授

(特許局南總務局より取附)

昭和十八年十一月現在

「工業以有權戰時法調査委員会」

外務省



技術院秘書  
橋中秘書

二十八十一十三

大山  
名保

工業所有權戰時法施行令第一條ニ基テ敵國工業所有權取  
消調査委員會ニ外務省ヨリモ委員ヲ任命スルノ件

昭和十八年十一月十日

○首屆ノ委員會委員トシテ外務省條約局長ヲ任命セラレタヤコト

理由

「工業所有權ハ涉外事項ニシテ「工業所有權保護ニ關スル巴里同盟  
條約」ノ關係上、外務省トシテ事務上關係ヲ有スルコト多ク爲委  
員會審議ノ模様ヲ熟知シ居ルノ要アリ

「獨逸ハ其ノ工業所有權保護ニ關シ多大ノ關心ヲ有シ開戰以來帝國  
ト獨逸側トノ間ニ問題トナリタル諸案件ハ別紙ノ通ナルガ右ハ極  
メテ機微ナル關係ヲ有スルモノアリテ其ノ措置如何ニ依リテハ兩  
國ノ國交ニ影響ヲ及ボスガ如キ虞ナキニシモアラザルヲ以テ外務  
省トシテハ獨逸側トノ交渉應待ニ機宜ノ措置ヲ誤マダザル爲委員  
會ニ參加スルコトト致シ度

外務省

(日本標準規格B5)

委員會ノ委員ハ關係官廳周部長級ナルニ付其ノ場合ハ外務  
省トシテハ條約局長ヲ任命セララルルヲ適當トス

○獨逸側トノ間ニ起ル案件

(1)日本特許第八三六六四號ノ特許權ニ關スル件

「原料ヲ燒成前ニ粒狀ナラシムル」ニセメントニ燒成ノ方法」ナ  
ル名稱ヲ有スル本件特許權ニ對シ昭和十七年八月十七日工業所  
有權戰時法ノ規定ニ基キ軍事上公益上ノ理由ニ依リ内閣總理大  
臣ニ於テ取消ノ處分アリタリ  
右ニ對シ獨逸大使館ハ本件特許權ハ敵性相關及非敵性獨逸法人  
(「ゲー・ポリッシュ」株式會社)ノ共有財産ニシテ實質上獨  
逸ノ企業利益ナル旨續々陳述シ外務省ヲ通ジテ本件取消ノ撤回  
請求メタルガ邊ニ拒絶セラレタリ

外務省

(日本標準規格B5)

E-0024

0058

(四) 日本特許第八四〇五六號ノ特許權ニ關スル件

「燃焼瓦斯、排出瓦斯及空氣ノ淨化法」ナル名稱ヲ有スル本件特許權ニ對シ昭和十七年十二月四日軍事上ノ必要ニ依リ内閣總理大臣ニ於テ取消ノ處分アリタリ

右ニ對シ豫メ(同年七月七日附口上書ヲ以テ)獨逸國大使館ハ本件特許權ハ米國會社「コツベルス・カンパニー」ノ名ヲ以テ日本特許ニ登録セラレ居ルモ右ノ獨占的免許ノ所有者ハ獨逸會社「ハインリッヒ・コツベルス」ニシテ實質上獨逸ノ企業利益ナル旨續々陳述シ外務省ヲ通ジテ本件取消處分ナキ様申入レタルガ遂ニ取消セラレタリ

(イ) 日本特許第八六三一、八七五九二、八七八三九及九八二五二號ノ特許權ニ關スル件

本件四箇ノ特許權ハ米國會社「ラ・モント」ノ名ニ於テ特許セラレ居ル處昭和十七年五月二十五日附帝國發明協會ノ敵國所有

外務省

(日本標準規格B5)

特許「リスト」ニ記載公表セラレタルニ付獨逸國大使館ヨリ右ハ實質上(即チ右特許ノ唯一獨占ノ免許所有者タル)獨逸會社「ラ・モント・ケツヤル・ヘルベン」ノ企業利益ナル旨續々陳述シ本件善處方要求シ來リタル處之ニ對シテハ目下特許移轉手續ノ猶豫ヲ與ヘ處分ヲ差控ヘツツアリ

(エ) 日本特許第一二四四三、一〇六九〇八、一一二〇八二、一一二〇八四、一一五九〇六、一一六一九四及一一八四三五號ノ特許權ニ關スル件

本件七箇ノ特許權ハ和蘭會社「ネデインスコ」ノ名ニ於テ特許セラレ居ル處昭和十七年九月十九日内閣總理大臣ニ於テ取消ノ處分アリタリ

右ニ對シ獨逸國大使館ハ本件特許權ハ實質上ハ獨逸會社「カール・ツァイス」ノ所有ニ屬シ居ル旨續々陳述シ外務省ヲ通ジテ本件取消ノ撤回ヲ求メルコト前後二回ニ及ビタルガ拒絶セラレタリ

外務省

(日本標準規格B5)

工業所有権ニ関スル件

湯川 生

中山 天

四月十三日 技術院総務局 橋中 総務部長ニ電話ヲ以テ

七ツノ事

(一) 例ノ敵性工業所有権取消委員会ニ外務省ヨリ委員ヲ充テ

加セシムル件ハ如何ニシヤ内ニタルニ未決定ナリトシテ付持許

局ヤ高工省カ無クナリタル今日 右委員会ノ官制変更ノ要アルハ

其ノ官制変更ノ際 先頃ノ申入ヲ実現アサント述ベ 先方考慮

方ヲ以テ

(二) 表面和蘭合記ニ屬スルモ事實上独逸所有ノ工業所有権 取消内閣

ニ關シテハ独逸ニ保護ト票被付後アリタル事ニ御承知ト述ベ

今般独逸独逸ニ之ヲ重大致シ大島大使ヲ遣ハシテ抗議シ来レル處

我々トシテモ大島大使ヲ考慮シ慎重研究ノ上 先方尤理論

上ノ根據ヲ有スル確定の態ハリ決定シタル上 独逸例ニ準

スルニトシテモ南洋羣島一揆ニ付先方御研究アリ

乞フテ速ニ之ニ 橋中 総務局長ニ 全感アリ之ヲ研究スベシト

答ヘテ

内閣

日本標準規格B5(十四行罫)



事務

工業所有権ノ取消ニ関スル件

昭和十九年四月二十一日

條約第二博長

大川 昭一

四月二十一日 技術院總務部 橋中總務課長ヲ往訪(素藤參

技官、磯崎參技ニトモ合席シ

一、曩ニ独逸大使館ヨリ抗議アリタル「ネグリン」及「ソロホル」ニ関

スル工業所有権取消内題ニ関シ 技術院ヨリ四月一日付回答アリ

タルが右「ネグリン」ノ場合ニ付テハ「ソク」共表面上和蘭会社

ナルニ付 國籍主義ニ依リ取消ヲ行ヘルト主張シ得ベキモ「ソロホル

ノ場合」ノ「独逸」会社タル「ホル」ト共有ノ關係ニアルニ不拘

外務省

工業所有権ノ不可分ナリトノ理由ヨリ独逸会社ノ權利ヲ全無無視

シテ取消スハ公平ニ見テ余リニ独逸会社ニ酷ナリト思考セラレ

且其ノ理論的根據ニモ稍々疑問ナキ能ハサルニ付 前記四月一

日付 技術院回答ハ未だ独逸側ニ取次ガ居ラス、以上ハ先日

素藤參技官來訪ノ際、述ハタル通りタルが「更ニ慎重」研究ス

セラレ 和蘭会社トノ共有セルトテ「不慮」ノ損害ヲ受ケタル独逸會

社ニ何トカ色ヲ付ケテ「タル」方格ヲ考慮アリタク「若シ」右方格無キニ

於テハ充分独逸側ヲ納得セルニ「理論」的根據ヲ示サレテ

ト述バ「先方」モ「眞面目」ニ研究スベキト「約セリ」。

外務省



二、次ニ右ノ如キ國際的紛糾ヲ防止スル爲 先般來貴方ト交  
 渉中ノ「敵國工業所有權取消調査委員會」ニ外務省側ヨリモ  
 委員任命方ヲ速クニ實現サレタト述ベタルニ 先方モ御説  
 ハ御尤ニ付 近ク右實現ヲ計ルヤウ努力スベシト約シタリ。委員  
 ハ各省局長級タルニ付 外務省ヨリ 案內局長トセラルト述ベ置キタリ  
 三、先方ヨリ 独逸例ニテモ 日本人ノ特許權侵害事件アル 擴張ナリ  
 ト云ヘルニ付 若シ斯ナル事件アラバ 貴方ヨリ 抗議スベク 調査ノ  
 上 材料ヲ送付アリ及、先方モ色シ抗議シテ來ル際 貴方モ  
 権利ヲ無視セラレ 泣寝入ル要ナク 主張スベキハ 貴方ト主張スル  
 ヲ可トスル 次第ナリト答ヘ置キタリ。

外務省

四、瑞西公使ヨリ「バート」印商標權侵害ニ關シ 長文ノ 激進ナル  
 抗議來リ居リ 目下 觀望中ナルニ付 近ク 御送付スヘキモ 斯ナル  
 事件ハ 中立國ノ 輿論ニ 甚大ナル 影響ヲ 及ボシ 國家上 重要  
 處スルキ 事件タルニ付 先方 慎重ナル 注意ヲ 希望スル旨 述ベ  
 先方ノ 關心ヲ 表メ 置キタリ。  
 尚 右會 諸君 技術院 総務部長 (堀岡正水) ニモ 面會シ  
 前記一、二ノ 要點ヲ 述ベ 部長ハ「一ニ付テハ 先方 研究セシムルニ  
 二ニ付テハ 全無 賛成ナリ 早速 實現セシムルニ 付テハ 公ヘタリ。

外務省

未處分敵性特許權一覽表  
 (但シ専用免許申請ニ係ル未處分四件ヲ除ク)  
 昭和十九年四月二十八日現在

國籍	特許番號	類別	發明ノ名稱	特許權者	公告年月日
米	一一三〇九三	七九	房簾付ケ具	ザ・シンガー・マニファクチ ユアリング・コムパニー	一〇・七二九
	一一三〇九四				一〇・七二六
	一四一六三九	一七四	「チーズ」ノ包 裝	マラソン・ペイパーミルズ・ コムパニー	一五・一〇三〇
	一四一六九六	三一	流体壓力方式制動 裝置	ゼ・ウエスチングシハウス・ エア・ブレイク・コムパニー	一五・一二八
	一四二一三四				一五・一三〇
	一四二六四五	二八	安定裝置ノ改良	フレデリック・アイ・ダブ ユー・シーリング	一五・二二〇
米	一四二七一	一	駐車時間指示裝 置	インターナショナル・ベヒキ ユラーバイキング・リミテツ ド	一五・二三〇
	一四二七五二	九	唧子ノ改良	ジョン・シーアマン・ドナル ドソン	
	一四二七九六	三四	船及艇ノ殼	アンドロユーアングーゼンス コレイ	一五・二三四
	一四二九三七	八〇	天然又ハ人造絹 糸ノ捻繰ケ機械	レネラル・パテンツ・コルポ レーション	一六・一四〇
	一四三三五四	一八七	同心導体	インターナショナル・スタン ダードエレクトリック・コル ポレーション	一六・一三〇
	一四三九〇四	一九八	電話電鈴用共振 裝置		一六・一五

特許局

日本國屋製紙 B4(297×364mm)

E-0024

0073

一四三九〇六	一五三	「アルミニウム」製造 並ニ精製法	アルミニウム・コムパニイ ア・アマロカ	一六 三 一四
一四四五六九	一九九	航空用制御装置 ニ關スル改良	カール・ジュー・クレイン・ レイモンド・ケイ・スタウト	一六 三 三一
一四四六八五	二七	齒車	グロリーソン・ウオイクス	一六 四 三三
一四四八八一	一五〇	炭炭燻用ノ蓄熱 装置分離機	グ・フュエル・ロフアイニン グ・コーボレーション	一六 三 二〇 四年分科金濟
一四五四二八	九	燃料噴射器	メジヨウ・オットー・フォン コーリス	一六 四 五
一四五四二九			鯨島 篤也	
一四五四八三	一五六	硝子器物ノ製法	コルニング・グラスウオーク ス	一六 六 三〇
一四五四八四	一〇五	硝子加工方法ノ 改良		一六 六 一六
一四五七六四	一〇五	硝子製品製造方 法	ハートフォード・エンバイヤ カムパニイ	一六 六 一六
一四五九二四	六四	裂地裁断機ニ關 スル改良	エツチ・モーレン・カムパニ イ・インコーポレーション	一六 六 一〇
一四六〇四七	六七	煙板	アレキサンダーホールステワ ート	一六 七 一〇
一四六四八七	一九九	變調方式ノ負荷 安定化装置	インスターシコンチネンタルサ ービス・コーポレーション	一六 六 五
一四六五三六	一三二	鋸齒附機	ワシントン・マニファクチ ユアリング・カムパニイ	一六 七 五
一四六七九七	一六三	再濕式澱粉質、 膠着劑ニ關スル 改良	スタインホル・マニファク チュアリング・カムパニイ	一六 一 〇 六

特許局

日本標準記号 B4 (257×361mm)



英	一四三八四六	六四	研磨又ハ塚 磨ル 硝子線帯子製造ス ル装置ニ關スル改 良	ビルキントン・ブラザース ロイテツド	一六二五
	一四五一一一	一五四	銅「クロム」鋼合 金ヨリ器物ヲ製造 スル方法	ウイリアム・ボラード・テ イグビーエヴェラード・タ ツクスフォード	一六四三〇
	一四五三三七	四六	緩和劑及同種ノ物質 質ヲ人体組織上ニ 塗布スル改良装置	デヨン・チエーン・パル ン	一六六一〇
	一四一四九一	一七一	放射線「エネルギー」 「」ヲ調整シテ供 給スル方法	ナームローバ・フンノ イヤツプヘミツシエ・フ ア イプツク・エルヴァン・ アルグロンテン	一五二〇三〇
和	一四三九九一	一六七	紙ノ製造法		
和	一四五一一五	一八六	水壓装置殊ニ水壓機 制動機用液体	チアツプ・デ・バター・フ シエ・ベトロロウム・マ チアツペー	一六四一五
	一四五七四五	一三〇	煮飲装置	ダイエン・トロー・オ エー	一六六一六
	一四四五〇三	一一五	「ドミノゲーム」 用牌	ディオクラリス・ステ ラス	一六三三四

特許局

日本標準規格 B4(257×354mm)

E-0024

0075

中山 了

大川

大川

先日湯川課長迄才浩申上ケテ四週キマシテ未だ  
 令敵性特許ノ件ノ別表ノ通リニ有之件ガ  
 為申上進出中トマテ  
 他ニ現在専用免許申請中ノモノ例ハモント  
 コレトレレシノ五件ノマデ之ニ近ク専用免許  
 申請ヲ却下スベク院内ニテ了解済ニ付申請  
 取納セヨ  
 五月三十一日  
 技術院庶務部  
 大川 一 様

中山 了 様

内 閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

E-0024

0075